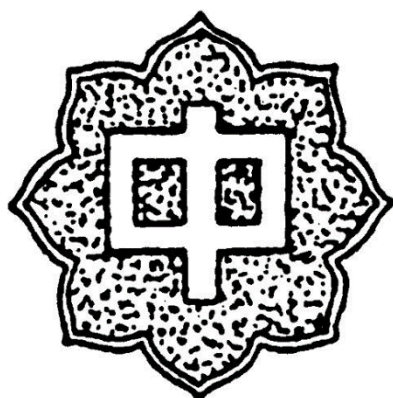


唐津市立鏡中学校  
「部活動に係る活動方針」



平成 31 年 4 月  
唐津市立鏡中学校

## 1. 部活動におけるねらい（目標）

部活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツや文化等に興味と関心を持つ生徒が集団を組織し、その中でより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや文化等が持つ楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するものである。また、この活動は生涯にわたって親しむことのできるスポーツや文化等を見出す機会でもある。

学習指導要領には「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と明記されている。そこで、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、佐賀県及び唐津市の「運動部活動の在り方に関する方針」をもとに本校では運動部、文化部について次のことを計画し、運営していく。

- (1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営や活動を図り、学習との両立をさせる。
- (2) 学校教育活動としての部活動であるという認識にたち、全職員で共通理解のもと指導にあたる。
- (3) 各部のねらい（目標）をしっかりと理解させ、勝利至上主義にならないようにする。
- (4) 学年や学級を越えた望ましい人間関係づくりの大切さについて理解させる。
- (5) 生徒のバランスの取れた生活や成長が図れるように、適切な休養日や練習時間を設定する等、健康面・安全面に留意しながら運営する。

## 2. 合理的で効果的な活動の推進について

(1) 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につながられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。

(2) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の運動部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じる。

(3) 運動部顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。

### 3. 実施活動計画の作成および説明について

- (1) 年度当初に、「鏡中学校部活動規約」及び「入部届け」を職員会議で検討または修正し、全生徒・保護者へ配布することで、本校の部活動における方針の周知を図る。
- (2) 「鏡中学校部活動規約」をもとに、各部活動の顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。
- (3) 各部活動の顧問は、生徒や保護者等に対し、保護者会を開催する等して、「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

### 4. 活動時間について

- (1) 活動時刻について（※各時期における日没時刻を考慮し、設定する。）

期 間	授業等終了時刻	活動終了時刻	最終下校時刻
4月	16:10	18:15	18:30
5月	16:10	18:30	18:45
6月～7月	16:10	18:45	19:00
9月 1日～15日	16:10	18:15	18:30
9月16日～30日	16:10	18:00	18:15
10月 1日～15日	16:10	17:45	18:00
10月16日～31日	16:10	17:30	17:45
11月～12月	16:10	17:00	17:15
1月	16:10	17:15	17:30
2月	16:10	17:30	17:45
3月	16:10	18:00	18:15
毎週水曜（通年）	15:10	16:15	16:30
土曜日，午前中授業，日曜日，祝日，長期休業中		16:15	16:30

- (2) 活動に係る留意事項

① 朝練習は、行わない。

② 地区の行事には、積極的に参加するように促し、練習は中止とする。

③ 体育館の月曜～金曜までの活動計画は以下の通りとする。土曜、日曜、祝日、長期休業中の練習については、体育館使用の部の顧問により協議を行い決定する。

月	火	水	木	金
バスケ男子 バスケ女子	バレー	バスケ男子 バスケ女子	バスケ男女 バレー	バスケ男女 バレー

### (3) 休養日について

運動部活動における休養日については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期のスポーツ活動に関する研究も踏まえ以下の基準とする。また、文化部活動についても、この基準を準用する。

#### ① 学期中の休養日

##### ア) 指定における休養日

- ・ 毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とし、部活動を行わない。
- ・ 毎月第1又は第2水曜日を「唐津市部活動一斉停止日」とし、部活動を行わない。

##### イ) 定期テストに係る休養日

- ・ 1学期期末テスト、2学期中間テストの3日前から部活中止とする。
- ・ 2、3学期期末テストの5日前から部活中止とする。

##### ウ) 週休日における休養日

- ・ 土曜日または日曜日のいずれかに休養日を設定するか、1ヶ月を見通して休養日を設定する。
- ・ 土曜日、日曜日両日に大会等への参加をした場合は、原則としてその週の平日に休養日を設定する。

#### ② 長期休業中における休養日

- 学期中に準じた扱いを行う。ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。

## 5. 大会参加に係る留意事項

- (1) 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- (2) 県大会及び地区大会規模の大会については年16回を超えない程度の参加を目安とする。